最終更新日：2024 年 10 月 11 日

法定資本が必要となる投資分野

No	業種	法定資本の分野	法定資本	法律根拠
1	商業銀行	商業銀行	3 兆ドン	政令 86/2019/ND-CP
		政策銀行	5 兆ドン	
		協力銀行	3 兆ドン	
		外国銀行の支店	1,500 万米ドル	
2	人民信用基金 Peoples credit fund	村または町で運営される地方人民信用基金	5 億ドン	
		坊または複数の村もしくは坊で運営される地方人民信用基金	10 億ドン	
3	非銀行信用機関 Non-bank credit institutions	金融会社：	5,000 億ドン	
		金融リース会社	1,500 億ドン	
		マイクロ金融機関	50 億ドン	
4	警備サービス業 Management of security service		法定資本を問わないが、外資の警備サービス経営業者と合弁企業設立の場合には、外資側は 100 万米ドルの資本金拠出が必要。	政令 96/2016/ND-CP
5	研修生の海外派遣サービス		20 億ドン。その内、預り金額 10 億ドン。	法律 69/2020/QH14 および政令 112/2021/ND-CP
6	空港経営業		最低 1,000 億ドン	政令 92/2016/ND-CP（政令 89/2019/ND-CP、政令 64/2022/ND-CP、政令 15/2024/ND-CP により改正）
7	航空サービス（空港経営業ではない場合）	乗客ターミナル運営サービス、駅運営のサービス、倉庫運営サービス、ガソリン提供サービス	資金 300 億ドン以上	
	空運事業		・10 台以下の航空機：最低 3,000 億ドン ・11 台から 30 台の航空機：最低 6,000 億ドン ・30 台を超える航空機：最低 7,000 億ドン	
	一般の空港事業 General aviation services（例：飲食、広告など）		1,000 億ドン	
9	海上輸送	国際海運業	50 億ドン以上の保証または船員に対する船主の責任を保証する保険に加入	政令 160/2016/ND-CP（政令 147/2018/ND-CP により改正）
		内陸海運業	なし	

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

10	国際観光サービス	インバウンド観光客への旅行サービス	預り金額 5,000 万ドン	観光法の一部条項の細則を規定する政令 168/2017/ND-CP（政令 142/2018/ND-CP および政令 94/2021/ND-CP により一部改正）
		アウトバウンド観光客への旅行サービス	預り金額 1 億ドン	
		インバウンドおよびアウトバウンド観光客への旅行サービス	預り金額 1 億ドン	
11	人材紹介サービス		預り金額 3 億ドン	政令 23/2021/ND-CP
12	証券	証券仲介 Brokerage	250 億ドン	政令 155/2020/ND-CP
		ディーリング（自己売買）Self-trading	500 億ドン	
		証券発行保証 Underwriting	1,650 億ドン	
		証券投資および金融コンサルティング Securities investment and financial consultancy	100 億ドン	
		資金運用ビジネス Fund management business	250 億ドン	
13	金融関連事業 Gold business activity	ゴールドバー（金地金）の売買	・一般企業：1,000 億ドン ・信用機関：3 兆ドン	政令 24/2012/ND-CP
14	保険業	非生命保険	非生命保険（空港保険、衛星保険を除く）および健康保険	4,000 億ドン	政令 46/2023/ND-CP
			非生命保険及び健康保険、空港保険または衛星保険	4,500 億ドン	
			非生命保険、健康保険、空港保険および衛星保険	5,000 億ドン	

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

		生命保険	生命保険（単位連結保険および年金保険を除く）および健康保険	7,500 億ドン	
			生命保険および健康保険、単位連結保険（unit-linked insurance）または年金保険	1 兆ドン	
			生命保険および健康保険、単位連結保険（unit-linked insurance）および年金保険	1 兆 3000 億ドン	
		非生命保険を実施する外国企業の支店	非生命保険および健康保険	2,500 億ドン	政令 46/2023/ND-CP
			非生命保険および健康保険および空港保険または衛星保険	3,000 億ドン	
			非生命保険、健康保険、空港保険および衛星保険	4,000 億ドン	
		健康保険のみ実施する企業		4,000 億ドン	
		非生命再保険、または非生命再保険および健康再保険を実施する企業		5,000 億ドン	
		生命再保険又は生命再保険および健康再保険を実施する企業		9,000 億ドン	
		生命再保険、非生命再保険および健康再保険を実施する企業		1 兆 4,000 億ドン	

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

15	通信業	無線周波数帯を使用せずに、固定通信ネットワークインフラを構える場合、電話加入者	・一省または中央レベル市において：50 億ドン。最低投資金額：最低 150 億ドン、許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達を実施する。 ・2～30 省または中央レベル市において：300 億ドン 。_最低投資金額：最低 1,000 億ドン,許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達を実施する。 ・全国（30 以上の省および中央レベル市）において：1,000 億ドン 。最低投資金額：最低 3,000 億ドン,許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達を実施する。	政令 25/2011/ND-CP（政令 81/2016/ND-CP および政令 49/2017/ND-CP により一部改正）
		無線周波数帯を使用し、固定通信ネットワークインフラを構える場合、電話加入者	・15～30 省または中央レベル市において：1,000 億 ドン。最低投資金額：最低 3,000 億ドン、許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達を実施する。 ・全国（30 以上の省および中央レベル市）において：3,000 億ドン。最低投資金額：許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達金額 1 兆ドン以上を実施する。許可書の取得日より 15 年間内調達金額 3 兆ドン以上を実施する。	
		地上モバイル通信ネットワークインフラを構える場合	・無線周波数チャネルの使用：200 億 ドン。最低投資金額：最低 600 億ドン以上、許可書の取得日より 3 年間以内に調達を実施する。 ・無線周波数帯の使用なし（仮想）：3,000 億ドン、最低投資金額：許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達金額 1 兆ドン以上を実施する。許可書の取得日より 15 年間以内に調達金額 3 兆ドン以上を実施する。 ・無線周波数帯の使用：5,000 億ドン。最低投資金額：許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達金額 2.5 兆ドン以上を実施する。また、許可書の取得日より 15 年間以内に調達金額 7.5 兆ドン以上を実施する。	
		固定衛星通信ネットワークインフラおよび移動衛星通信ネットワークインフラの設置。	法定資本金：300 億ドン。最低投資金額：許可書の取得日より最初の 3 年間以内に調達金額 1,000 億ドン以上を実施する。	

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

16	独立監査法人（有限会社の場合）	2012年5月1日～2014年12月31日：30億ドン 2015年1月1日：50億ドン	政令17/2012/ND-CP（政令151/2018/ND-CP により一部改正）
17	労働者派遣業	預り金額：20億ドン	政令145/2020/ND-CP（政令35/2022/ND-CP により一部改正）
18	信用格付業	150億ドン	政令88/2014/ND-CP（政令151/2018/ND-CP により一部改正）
19	①商品取引所	1,500億ドン(外国投資家は49%を超えない場合許可される)	政令51/2018/ND-CP および商品交換所における商品購入および販売に関する商法の施行細則を定める政令158/2006/ND-CP
	②商品取引所の仲介業者	50億ドン	
	③商品取引所の取引会員	750億ドン	
20	デジタル署名の公共認証サービス	預り金額50億ドン	政令130/2018/ND-CP（政令48/2024/ND-CP により改正）
21	病院	2,000万米ドル	WTO 公約
	総合診療所	200万米ドル	
	専門治療施設	20万米ドル	

Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

最終更新日：2024 年 10 月 11 日

外資系企業に対する出資比率の制限

事業内容	出資比率の制限
広告サービス（CPC 871、タバコの広告を除く）	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。2009 年 1 月 1 日から、合弁会社における外国側の出資比率の制限はなくなった。
農業、狩猟および林業サービス（CPC 881）	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国側の出資比率が合弁会社の資本金の 51%を超えてはならない。
基本通信事業サービス	・ ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の 65%を超えてはならない。 ・ ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の 49%を超えてはならない。
仮想プライベートネットワークサービス	・ ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の 70%を超えてはならない。 ・ ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の 49%を超えてはならない。
付加価値サービス（Web コンテンツサービスなど）	・ ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の 65%を超えてはらなない。 ・ ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の 50%を超えてはならない。
映画製作（96112）	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の 51%を超えてはならない。
映画配給（96113）	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の 51%を超えてはならない。
映画上映（96121）	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の 51%を超えてはならない。
銀行およびその他金融業	商業銀行の株式で出資する場合、外国企業の出資比率はその商業銀行の定款資本金の 30%を超えてはならない。
旅行代理およびツアー手配業（CPC 7471）	合弁会社の設立のみ可能である。合弁会社における外国側の出資比率は制限されていない。
娯楽サービス（演劇、サーカス、ライブショーを含む）（9619）	ベトナムにおいて本サービスの提供が可能なベトナム企業との合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の 49%を超えてはならない。
電子ゲームセンター（CPC 964）	合弁契約の形態若しくは合弁企業設立の形態のみである。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の 49%を超えてはならない。
海運サービス（CPC 7211, 7212）	・ ベトナム国旗を掲揚する船隊の運営会社を設立する場合：サービスを提供する外国業者は外国側の出資率が合弁会社の法定資本の 49%を超えない合弁会社の設立を認める。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

	・ 国際海運業サービスを提供する会社設立の場合：外国の海運会社は 100%外資企業の設立が可能である。
コンテナ積み下ろしおよび船積みサービス（CPC 7411）	外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の 50%を超えてはならない。
通関サービス	合弁会社における外国側の出資比率の制限は無し。
コンテナ倉庫サービス	外国企業の出資比率は無制限である。
国内水路運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の 49%を超えてはならない。
鉄道運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の 49%を超えてはならない。
道路運輸サービス	市場の需要に応じて、外国企業の出資比率が 51%超えない品物運送サービスを提供する合弁会社の設立または事業協力契約の締結が可能である。
倉庫業 （CPC 742）、品物運送代理業（CPC 748）	外国企業の出資比率は無制限である。
空港経営業	外国投資家または外国企業の出資比率は定款資本金の 30%を超えてはならない。
航空サービス（空港経営業ではない場合）	旅客ターミナル、航空貨物ターミナル運営、燃油供給、地上での技術および商業サービス、または飛行場運営サービスを提供する場合、外国投資家または外国企業の出資比率は定款資本金の 30%を超えてはならない。
空運事業	外国投資家または外国企業の出資比率は、定款資本の 34%を超えてはならない。外資系ベトナム企業の場合は、定款資本の 49%を超えてはならない。
一般の空運事業（飲食、広告など）	外国投資家または外国企業の出資比率は、定款資本の 34%を超えてはならない。外資系ベトナム企業の場合は、定款資本の 49%を超えてはならない。

*ベトナム国の WTO 加盟は、2007 年 1 月 11 日

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.